

# はしがき

本書は、会社の法務部、知財部など社内から著作権に関する問い合わせを受ける立場の方や、弁護士であっても普段あまり著作権に関する案件を扱っていない方を想定して書かれたものです。

知的財産法の中でも、著作権法は最も身近な法律といえます。会社では毎日著作物が創作されていますし、第三者の著作物も利用しています。コンテンツの創造や流通を生業とする会社でなくとも、自社ウェブサイトを開設している場合は多いでしょうし、商品のパッケージや広告など、著作物を扱わずに事業を行うことはできません。

弁護士としても、普段知的財産に関する案件を扱ってなくても、著作権案件については、たまに飛び込んでくることのあるのではないのでしょうか。

そんな身近な著作権法ですので、解説した書籍はたくさんあります。基本書と呼ばれるものから、条文を1つ1つ詳細に解説した逐条解説、こども向けに解説したものまで多岐にわたります。本書で参考文献として挙げさせていただいたものは、そのごく一部です。

私たち著者2人は、素晴らしい先人たちの書籍群の中で、本書の居場所を探しました。私たちは学者ではありませんし、弁護士としてもまだ若手～中堅の範疇ですが、実務家としてこれまで四苦八苦しながらも著作権案件に対応してきました。そんな経験から、自分たちが新人だったころにこんな本があったらよかったな、と思うような本にしようと考えました。

いきなり著作権案件が降ってきたというような企業内の法務担当者や弁護士の方に本書を手にとっていただければと思います。

ただその分、本格的に著作権法を学ぼうという方や、多くの著作権案件を扱っている方にとっては少し物足りないかもしれません。この本の読者のみなさまも、著作権案件をいくつか扱っていくうちに、本書が物足りな

なくなってくるかもしれませんが、その段階に至れば、もう本書はその役割を終え、消尽したといえるでしょう。

さて、本書は、南部が担当した第1部と、平井が担当した第2部からなります。

第1部は、著作権の基本的知識を説明しています。ここでも本書の目的に沿って、著作権法を網羅的に解説することを目指すのではなく、実務で問題となることが多い支分権や権利制限規定などを中心に解説をしています。また、どのような場面で著作権問題が発生するのかをまずは本書のみでイメージできるよう、裁判例を多めに、かつできるだけ事案の概要を添えて紹介するように心がけています。「今回の事案だったらどうなるか」ということを考える道標になれば幸いです。

第2部は、著作権案件に接した場合に、どういう順序でどのように考えればよいのかということを実務的に解説しています。ここではこれまで案件を扱ってきた中で、よく問題になること、注意しなければならないこと、思いもよらなかったこと、こうしておけばよかったと思うことなどを織り込んでいます。せっかく実務家を書く本ですので、警告書や訴状などの例も掲載しました。

また、第1部、第2部を通じて、図表などを使って、なるべくわかりやすく解説することを心がけました。

以上が本書に込めた私たち2人の気持ちです。突然の著作権案件についても、本書がスムーズに対応する一助になることができれば幸いです。また、本書をきっかけに著作権法に興味を持っていただけたら、このうえない喜びです。

2021年7月

弁護士 南部朋子

弁護士 平井佑希

# Contents

はしがき

## 第1部 著作権の基本的知識

<b>第1章</b> <b>「著作権」と著作権法で規定する権利</b>	<b>2</b>
--	----------

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 用語「著作権」の意味           | 2 |
| 2 著作権法で保護されている権利       | 3 |
| 3 他の知的財産権との比較にみる著作権の特徴 | 3 |

<b>第2章 著作者の権利</b>	<b>5</b>
-------------------	----------

- |   |   |
|---|---|
| 1 著作権（著作財産権）の概要   | 5 |
| (1) 根拠条文／5 (2) 種類・内容／5 (3) 特徴／7   |   |
| 2 著作権：複製権   | 8 |
| (1) 根拠条文／8 (2) 「複製」とは／8 (3) 「有形的」な複製の意味／9 (4) 「複製」の意味（「複製」の解釈）／9 (5) 「複製」と「翻案」の違いや両者を区別する実益／11 (6) 平面的表現の立体的表現への変換は複製か翻案か／11 (7) 著作物の一部分の複製（複製）／13 (8) 裁判例／13 |   |

<b>3 著作権：公衆送信権</b> .....	18
(1) 根拠条文/18	(2) 「公衆送信」とは/19
(3) 「公衆」とは/19	(4) 「公衆送信」から除外されている送信行為/20
(5) 裁判例/21	
<b>4 著作権：譲渡権</b> .....	25
(1) 根拠条文/25	(2) 譲渡権の対象となる行為/25
(3) 譲渡権の消尽/25	(4) 譲渡権の特例/26
<b>5 著作権：翻訳権、翻案権等</b> .....	27
(1) 根拠条文/27	(2) 「翻案」の要件/28
(3) 「言語の著作物」以外の「翻案」/28	(4) 裁判例/29
<b>6 著作権：二次的著作物の利用に関する原作者の権利</b> .....	37
(1) 根拠条文/37	(2) 権利の内容/38
(3) 二次的著作物の一部分の利用についての原作者の権利/38	(4) 裁判例/39
<b>7 著作者人格権の概要</b> .....	42
(1) 根拠条文/42	(2) 種類・内容/42
(3) 特徴/43	
<b>8 公表権</b> .....	43
(1) 根拠条文/43	(2) 内容/44
(3) 公表に関する同意の推定やみなし規定/44	(4) 裁判例/45
<b>9 著作者人格権：氏名表示権</b> .....	47
(1) 根拠条文/47	(2) 内容/47
(3) 例外/48	(4) 裁判例/48
<b>10 著作者人格権：同一性保持権</b> .....	50
(1) 根拠条文/50	(2) 内容/50
(3) 同一性保持権の例外/51	(4) 裁判例/52

## 第3章 著作隣接権者の権利

56

1	根拠条文	56
2	種類・内容	57
3	特徴	58
4	著作隣接権から除かれている権利	58
	(1) 実演家人格権（実演家以外の著作隣接権者には人格権はない）	
	／58	
	(2) 実演家の報酬請求権	59
	(3) レコード製作者の報酬請求権	59

## 第4章 出版権

60

1	根拠条文	60
2	内容	61
3	出版権者の義務	62
4	裁判例	62

## 第5章 著作物

64

1	著作物の定義	64
	(1) 根拠条文	64
	(2) 著作物の要件	64
	(3) 著作物として例示されているもの	65
	(4) 著作物の例示とは別に規定のある著作物	65
	(5) 権利の目的とならない著作物	66
2	二次的著作物	66
	(1) 根拠条文	66
	(2) 裁判例	67
3	編集著作物とは	68
	(1) 根拠条文	68
	(2) 裁判例	68
4	データベースの著作物とは	73
	(1) 根拠条文	73
	(2) 裁判例	73

- 5 著作物性に関する裁判例：言語の著作物 ……………75  
 (1) 契約書・利用規約・書式／75 (2) キャッチフレーズ・スローガン／77 (3) 手紙／79 (4) 裁判の傍聴記録／80 (5) 記事の見出し／80 (6) 挨拶文／81 (7) 取扱説明書／82
- 6 著作物性についての裁判例：写真の著作物 ……………84  
 (1) 肯定例／84 (2) 否定例／88
- 7 著作物性に関する裁判例：図形の著作物 ……………90  
 (1) 地図／90 (2) 設計図：建築物／93 (3) 設計図：工業製品／96
- 8 著作物性に関する裁判例：美術の著作物（実用品） ……98

## 第6章 著作者

107

- 1 著作者の定義 …………… 107  
 (1) 根拠条文／107 (2) 著作者の認定（誰が著作者なのか）／107 (3) 著作者の推定／107 (4) 裁判例／108
- 2 職務著作 …………… 113  
 (1) 根拠条文／113 (2) 要件／113 (3) 裁判例／115
- 3 共同著作物の著作者 …………… 118  
 (1) 共同著作物とは／118 (2) 共同著作物の特殊性（著作者の権利制限）／119 (3) 裁判例／120
- 4 映画の著作物の著作者 …………… 121  
 (1) 根拠条文／121 (2) 注意点／122 (3) 裁判例／122

## 第7章 著作権者

125

1	根拠条文	125
2	映画の著作物の著作権者	125
	(1) 「映画の著作物」該当性	125
	(2) 「映画製作者」該当性	126
	(3) 参加約束の存在	126
3	裁判例	126

## 第8章 著作権の制限

129

1	著作権の制限の概要	129
	(1) 著作権の制限規定	129
	(2) 権利制限規定の内容	129
	(3) 注意点	132
2	私的使用のための複製	132
	(1) 根拠条文	132
	(2) 要件	133
	(3) 例外	133
	(4) 裁判例	135
3	引用	136
	(1) 根拠条文	136
	(2) 要件	136
	(3) 出所の明示	140
	(4) 裁判例	140
4	転載	148
	(1) 根拠条文	148
	(2) 要件	149
	(3) 出所の明示	149
5	写り込み	150
	(1) 根拠条文	150
	(2) 要件	150
6	非営利上演等	151
	(1) 根拠条文	151
	(2) 要件	152
	(3) 裁判例	153
7	公開の美術	155
	(1) 根拠条文	155
	(2) 要件	155
	(3) 例外（許されない利用）	156
	(4) 裁判例	157

## 第9章 権利の保護期間

160

- 1 著作権の保護期間 ..... 160
  - (1) 保護期間の原則（創作時から死後70年経過まで）／160
  - (2) 保護期間の例外（創作時から公表後70年経過まで）／160
  - (3) 著作物の類型ごとの細かいルール／160
  - (4) 保護期間の計算方法（暦年主義）／163
  - (5) 裁判例／163
- 2 外国人を著作者とする著作物の著作権保護期間 ..... 166
  - (1) 外国人を著作者とする著作物の保護／166
  - (2) 保護期間の特例／166
  - (3) 裁判例／169
- 3 著作者人格権の保護期間 ..... 170
  - (1) 根拠条文／170
  - (2) 注意点／170
  - (3) 裁判例／171
- 4 著作隣接権の保護期間 ..... 171
  - (1) 現在の著作権法（現行著作権法）の規定／171
  - (2) 旧著作権法時代の実演・レコードの保護期間について／172

## 第10章 著作権の譲渡及び消滅

174

- 1 著作権の譲渡 ..... 174
  - (1) 根拠条文／174
  - (2) 著作権の一部譲渡とその限界／174
  - (3) いわゆる「特掲」の問題／175
  - (4) 裁判例／175
- 2 著作権の消滅 ..... 177
  - (1) 相続人不存在による著作権の消滅／177
  - (2) 著作権の放棄／178



## 第2部 著作権案件への対応

### 第11章

### 著作権侵害か否かの考え方（フロー）

180

- 1 著作物か ..... 181
  - (1) 著作物と著作物ではないもの／181
  - (2) 濾過テスト／181
  - (3) 全体観察／182
- 2 著作者は誰か ..... 183
  - (1) 著作者とは／183
  - (2) 発注者と著作者／184
  - (3) 肖像写真など／185
- 3 著作権は誰に帰属しているか ..... 185
  - (1) 著作者に原始帰属／185
  - (2) 著作権の譲渡／185
  - (3) 著作権の譲渡と特掲事項／186
- 4 著作権は残存しているか ..... 186
  - (1) 著作権の保護期間の間／186
  - (2) 著作者の死後70年／187
  - (3) 戦時加算／187
  - (4) 「乗り換え」問題／188
- 5 支分権該当行為があるか ..... 189
  - (1) 支分権該当行為／189
  - (2) みなし規定／189
  - (3) デジタル的な著作物の利用と支分権／190
- 6 その行為主体は誰か ..... 192
  - (1) 法的評価としての行為主体／192
  - (2) いわゆる「カラオケ法理」／192
  - (3) 不作為と行為主体／193

7	利用許諾はあるか	194
	(1) 著作物の利用許諾	194
	(2) 注意点	194
8	権利制限規定に当てはまるか	195
	(1) 著作権の制限規定	195
	(2) 制限される支分権	196
	(3) 複製物の譲渡、出所明示、目的外利用など	196
9	権利侵害の場合の効果	197

## 第12章

### 著作者人格権侵害か否かの考え方(フロー)

199

1	公表権	200
	(1) 人格権が及ぶ行為があるか	200
	(2) 同意があるか	203
	(3) 適用除外に当てはまるか	203
	(4) 権利侵害の場合の効果	203
2	氏名表示権	204
	(1) 人格権が及ぶ行為があるか	204
	(2) 適用除外等に当てはまるか	206
3	同一性保持権	206
	(1) 人格権が及ぶ行為があるか	206
	(2) 適用除外に当てはまるか	208

## 第13章

### 著作権、著作者人格権以外の権利

209

1	みなし侵害(著作権法113条)	209
	(1) 国内頒布目的の輸入と知情頒布	209
	(2) リーチサイト規制	210

2	みなし非侵害（著作権法113条の2）	211
3	著作隣接権	212
	(1) 実演家の権利／212	(2) レコード製作者の権利／213
	(3) 放送（有線放送）事業者の権利／214	(4) 出版権／214

## 第14章 著作権等を侵害しないためには 216

1	基本的な考え方のフロー	216
2	必要性を再度考える	216
	(1) 「なんとなく」での利用を見直す／216	(2) 著作物を利用せずに想起させる／217
	(3) リンクやインラインリンクの活用／218	
3	著作物利用の際のクリアランス	218
	(1) 利用許諾／218	(2) 規約等に基づく利用／221
	(3) 権利制限規定／223	(4) 裁定による利用／226
	(5) コンテンツの制作発注に際しての権利処理／226	(6) 職務著作に関する規程・運用の整備／229

## 第15章 法律相談時の聞き取り等のポイント 232

1	全体的な注意点	232
	(1) 聞き取り時の注意／232	(2) 説明時の注意／232
2	創作の経緯などの聞き取り	233
	(1) 創作時期や創作の契機・経緯／233	(2) 先行表現の有無・内容／234
	(3) ウェブサイト上の表現の調査／235	
3	権利関係などの確認	235

- (1) 権利者の確認／235      (2) 著作物を利用する側の場合／236
- 4 獲得目標の確認 ..... 236
- (1) 権利行使をする側の着地点／237      (2) 権利行使を受ける側の着地点／237
- 5 多様な権利を想定した聞き取り ..... 238

## 第16章

### 訴訟外における著作権等侵害事案の対応

240

- 1 侵害通知 ..... 240
- (1) 通知の手段／240      (2) 誰から通知をするか／241      (3) 誰に対して通知をするか／241      (4) 通知の内容／242
- 2 侵害通知に対する回答 ..... 245
- (1) 被疑侵害行為を中止するか否か／246      (2) 販売数量等を開示するか否か／247      (3) 侵害通知への回答をするか否か及びその内容／247
- 3 裁判外での和解 ..... 247
- (1) 侵害の成否／248      (2) 被疑侵害行為を停止するか否か／248
- (3) 金銭支払の有無や額／249      (4) 謝意を表明するか否か、謝意の対象／249      (5) 守秘条項や清算条項／250      (6) 文例／250

## 第17章 著作権等侵害訴訟

259

- 1 国際裁判管轄と準拠法 ..... 259
- (1) 国際裁判管轄／259      (2) 準拠法／260
- 2 国内裁判管轄 ..... 261

	(1) 第一審の管轄／261	(2) 控訴審の管轄／263	
<b>3</b>	<b>著作権侵害訴訟の審理手続の特色</b> .....		263
	(1) 訴額の算定／263	(2) 知財専門部の存在／264	(3) 書面の提出の運用／264
	(4) 2段階審理／265		
<b>4</b>	<b>訴状</b> .....		267
	(1) 請求の趣旨／267	(2) 請求原因／268	(3) 訴状の文例／268
<b>5</b>	<b>答弁書など</b> .....		280
	(1) 答弁書の記載／280	(2) 対比表を用いた主張の整理／280	
<b>6</b>	<b>訴訟の終結</b> .....		282

## 第18章

### 著作権侵害訴訟以外の紛争解決手段

283

<b>1</b>	<b>著作権侵害差止めの仮処分</b> .....		283
	(1) 迅速性／283	(2) 手続上のメリット／283	(3) 2段階審理との関係／284
	(4) その他のメリット／285		
<b>2</b>	<b>知財調停</b> .....		285
	(1) 知財調停の新たな運用／285	(2) 知財調停の特徴／286	
	(3) 調停による紛争の解決／286		
<b>3</b>	<b>その他の紛争解決手段</b> .....		287
	(1) 仲裁・調停等／287	(2) 著作権紛争解決あっせん／287	

## 第19章

### インターネット上での著作権侵害

288

<b>1</b>	<b>関係者の調査</b> .....	288		
	(1) サイト運営者/289	(2) 投稿者/289	(3) ホスティング事業者/290	(4) ドメイン管理者/291
<b>2</b>	<b>インターネット経由での侵害通知の発送</b> .....	293		
<b>3</b>	<b>発信者情報開示請求</b> .....	294		
	(1) 氏名等及び住所の特定/294	(2) 発信者情報開示制度/294		
	(3) 氏名等及び住所の特定までの流れ/295	(4) 訴訟外での発信者情報開示請求/298	(5) 裁判上の発信者情報開示請求/300	(6) 発信者情報開示の仮処分命令申立書/304
	<b>引用裁判例の出典</b> .....	313		
	<b>参考文献</b> .....	316		

# 第 1 部

---

## 著作権の基本的知識

---

# 「著作権」と著作権法で規定する権利

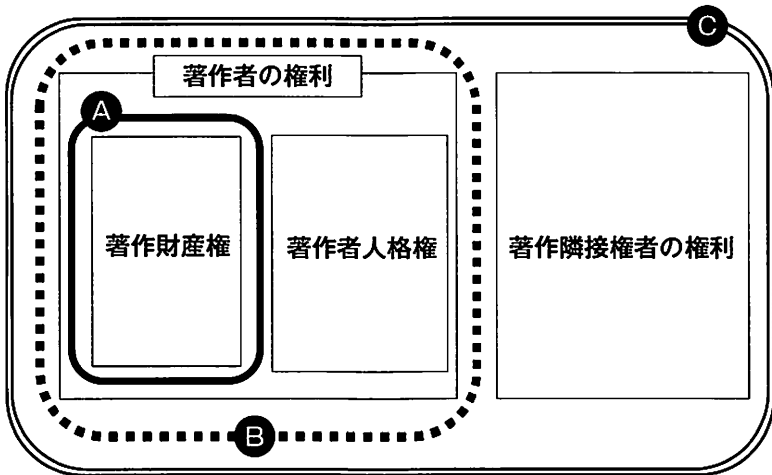
## 1 用語「著作権」の意味

「著作権」という用語の持つ意味は文脈によって異なり、どのような権利を指すのかをよく確認する必要があります。

というのも、著作権法では、著作物（例えば曲）を創作した者である「著作者」の権利だけでなく、それを実演（演奏等）した者（実演家）、録音した者（レコード製作者）、放送・有線放送をした者（放送・有線放送事業者）である著作隣接権者の権利も規定しています。

最も狭い意味では、著作財産権（第2章1「著作権（著作財産権）の概要」参照。図表1-1のA枠内の範囲）のみを指して「著作権」といい、

図表1-1 用語「著作権」の概念図



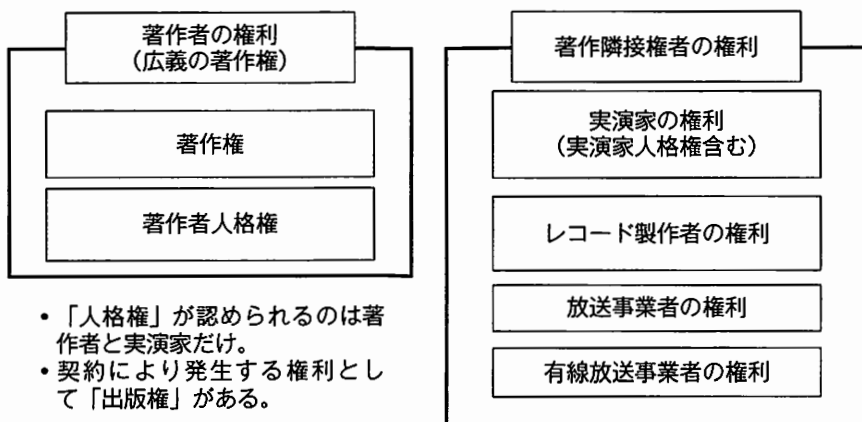


より広く、これに著作者人格権（第2章7「著作者人格権の概要」参照）を加えた、著作者の権利（図表1-1のB枠内の範囲）を指す場合もあり、さらに広い意味では、著作隣接権者の権利を加えた範囲（図表1-1のC枠内の範囲）を指します。本書では、特に断りのない限りは「著作権」という用語を、著作財産権を指すものとして使用しています。

## 2 著作権法で保護されている権利

著作権法では、著作権以外の様々な権利を規定しており、その概略は図表1-2のとおりです。本書では、実務上広い範囲で問題となる著作者の権利を中心に解説しています。

図表1-2 著作権法で保護されている権利



## 3 他の知的財産権との比較にみる著作権の特徴

「知的財産」とは、発明、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるものや、商標、商号などの表示及び営業秘密など事業活動

に有用な技術上又は営業上の情報をいい、これらに関して法令で規定する権利を「知的財産権」といいます（正確には、知的財産基本法2条1項及び2項で定義されています）。

著作権も知的財産権の1つであり、その特徴を他の代表的な知的財産権と比較すると図表1-3のとおりです。

著作権は、著作物の創作と同時に発生し、権利保護のための登録が不要で、他の知的財産権と比較しても保護期間が長いこともあり、世の中に多くの権利者が存在するといえます。

図表1-3 代表的な知的財産権の種類とその特徴

権利の種類	保護対象	保護対象の基本要件	保護対象の例	登録の要否	保護期間(原則)
特許権 (特許法)	発明	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然法則を利用</li> <li>• 新規、高度かつ産業上利用可能</li> <li>• 技術的思想の創作</li> </ul>	菓子の製造方法	要	出願から20年
実用新案権 (実用新案法)	考案	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自然法則を利用</li> <li>• 物品の形状、構造又は組合せ</li> <li>• 新規かつ産業上利用可能</li> <li>• 技術的思想の創作</li> </ul>	菓子の包装容器の構造	要	出願から10年
意匠権 (意匠法)	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 視覚を通じて美感を起こさせる</li> <li>• 物品又は建築物の、形状、模様、色彩（スマホのホーム画像など、機器操作の画像等も保護対象）</li> </ul>	菓子的包装容器のデザイン	要	出願から25年
商標権 (商標法)	商標	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商品やサービスについて使用</li> <li>• 人の知覚で認識可能</li> <li>• 文字、図形、記号、立体的形状、色彩又はこれらの結合、音等</li> </ul>	菓子的商品名	要	登録から10年（更新可、制限なし）
著作権 (著作権法)	著作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 思想又は感情の創作的表現</li> <li>• 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する</li> </ul>	菓子的イメージキャラクターの原画	不要	著作物の創作から著作者の死亡後70年

## 1 著作権（著作財産権）の概要

### (1) 根拠条文

著作権法17条1項は、著作者が有する権利のうち著作権法21条から28条までに規定する権利を「著作権」と定義しています。

著作権に含まれる著作権法21条から28条までに規定する権利は「支分権」といわれ、「複製」をはじめとして、「公衆送信」、「翻訳」、「展示」といった著作物の利用形態に対応する形で、複製権、公衆送信権等と各支分権が著作権法で定められています。

支分権が法で定められているのは、著作物が「創作的表現」という一種の情報であり、その利用形態は多様であるため、どのような利用に対して著作者が権利行使可能であるのかを明確にするためです。

例えば、支分権として「複製権」のほか「公衆送信権」が定められているので、論文のコピー（複製に当たります。）にその著作者の許可が必要なほか、論文をウェブサイトに掲載する（公衆送信に当たります。）にも著作者の許可が必要になります（なお、著作権の制限規定によって許可が不要なケースもあります。）。

### (2) 種類・内容

著作権の支分権は、「著作者は、その著作物を〇〇する権利を専有する。」という形式で規定されています。これは、著作者がその著作物について〇〇する排他的な権利を有し、他者に対して、著作物を〇〇することを禁止

できることを意味します。例えば複製権であれば、他者が著作物を複製することを禁止できるということです。

このような排他的な権利である著作権の支分権には、次のものがあります。

- ア 複製権：著作物を複製（有形的に複製）する権利（詳しくは第2章2「著作権：複製権」参照）
- イ 上演権・演奏権：著作物を公衆に直接見せる・聞かせる目的で（＝公に）上演・演奏する権利  
※歌唱も「演奏」に含まれます（著作権法2条1項16号）。
- ウ 上映権：著作物を公に上映する権利  
※上映とは、映写幕その他の物に映写することで（著作権法2条1項17号）、映画館での映写に限らず、例えばセミナー会場でのスクリーンへの映写やプロジェクションマッピングによる建物等への映写も含まれます。
- エ 公衆送信権：著作物について公衆送信（放送などのほか配信用サーバへのアップロード行為である「送信可能化」を含みます。）を行う権利（詳しくは第2章3「著作権：公衆送信権」参照）
- オ 公の伝達権：公衆送信された著作物を公に伝達する権利（公への伝達の例：放送中の歌番組をそのまま街頭の大型ビジョンに写して公衆に視聴させる行為）
- カ 口述権：朗読その他の方法により言語の著作物を公に口頭で伝達する権利（なお、口述には例えば他人の講演の録音を再生するような行為も含みます。）
- キ 展示権：美術の著作物又は写真（未発行のもの）の著作物の原作品を公に展示する権利
- ク 頒布権：映画の著作物の複製物を公衆に譲渡し、又は貸与する権利

※譲渡・貸与は、映画の著作物を公衆に提示することが目的であれば、たとえ映画の著作物の複製物を1つしか譲渡・貸与しないとしても「頒布」に当たります。

ケ 譲渡権：著作物（映画の著作物を除きます。）を原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利（詳しくは第2章4「著作権：譲渡権」参照）

コ 貸与権：著作物（映画の著作物を除きます。）をその複製物の貸与により公衆に提供する権利

サ 翻訳権・編曲権・変形権・翻案権：それぞれ、著作物を翻訳・編曲・変形・翻案する権利（二次的著作物を創作する権利。詳しくは第2章5「著作権：翻訳権・翻案権等」参照）

シ 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利：二次的著作物の原著作者の著作物（原著作者）が、当該二次的著作物について有する権利

※原著作者は、二次的著作物の著作物と同じように二次的著作物について複製権等の権利を有します（権利の存続期間は原著著作物についての保護期間内に限ります。詳しくは第2章6「著作権：二次的著作物の利用に関する原著作者の権利」参照）。

### (3) 特 徴

著作権は、著作物の創作によって発生し、登録等の手続は一切不要です（著作権法17条2項）。

著作権は、他者にその全部又は一部を譲渡でき（著作権法61条1項）、相続や差押えの対象にもなります。

ただ、著作権の譲渡の際、翻訳権・編曲権・変形権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する原著作者の権利については、譲渡の目的として契約に特記（「特掲」）されていない限り、譲渡人に残るもの（譲渡の対象外）

と推定されてしまうので注意が必要です（著作権法61条2項）。

また、著作権者は、他人に対してその著作物の利用を許諾することができます（著作権法63条1項。もっとも、契約自由の原則から左記条文は確認規定であると理解されています。）。

著作権は、著作権法30条以下の著作権制限規定により、権利行使可能な範囲が制限されています（詳しくは第8章「著作権の制限」参照）。

## 2 著作権：複製権

---

### (1) 根拠条文

著作権法21条は、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」と規定していますので、複製権の内容を理解するには、どのような行為が「複製」に該当するのかを理解する必要があります。

### (2) 「複製」とは

「複製」とは、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」と定義されています（著作権法2条1項15号）。紙面への印刷といったアナログな行為だけでなく、記録媒体への記録のようなデジタルな行為も「複製」に当たります。

具体的な例を先に挙げると、次のような行為が「複製」に該当します。

- パソコンなどで閲覧しているウェブサイトをプリントアウトする
- パソコンやスマートフォンの画面のスクリーンショットを保存する
- 複合機などでコピーをする
- 雑誌記事の写真をスマートフォンなどで撮影する
- インターネット上で見つけた画像をダウンロードする
- セミナーなどでの講演をICレコーダーやスマートフォンで録音

## 著者略歴

### 南部 朋子（なんぷ ともこ）／第1部担当

一橋大学法学部卒業。2002年弁護士登録（千葉県弁護士会）。2005年弁理士登録。2008年米国ペンシルバニア大学ロースクールLL.M.修了。2008年～2009年外務省国際法局経済条約課（知的財産関連条約を担当）・社会条約官室課長補佐（任期付任用公務員）。2010年米国ニューヨーク州弁護士登録。2014年よりINPIT 千葉県知財総合支援窓口にて著作権等の相談を担当。弁護士法人リバーシティ法律事務所所属。

著作権法に関する主な著作として、『ポケット図解 著作権がよ～くわかる本』（秀和システム、2016年、共著）、「著作権の基本を理解！インターネット上の著作物をビジネス利用する際の注意点」ビジネスガイド2020年4月号（No.884）p67-73など。

### 平井 佑希（ひらい ゆうき）／第2部担当

北海道大学農学部卒業。北海道大学大学院農学研究科修了。横浜国立大学大学院国際社会科学科法曹実務専攻修了。2008年弁護士登録（東京弁護士会）。2012年弁理士登録。中央大学法科大学院兼任講師（知的財産法）、東京医科歯科大学非常勤講師（知的財産法）など。

著作権法に関する主な著作として、「ゴルフシャフト・デザイン事件」著作権研究44、「海賊版サイトをめぐる法的論点の整理—「漫画村」の出現を契機として」ジュリスト2018年9月号（No.1523）p82-87、「二次的著作物の創作性 [豆腐屋事件]」別冊ジュリスト242号（著作権判例百選〔第6版〕）、「ジル・スチュアートライセンス契約事件（控訴審）」コピーライト2020年8月号（No.712）p23-34など。